



それは  
避けることができない  
事故でした。

女子高校生が自転車に乗っていました。  
夜、ライトをつけず携帯電話を使用しながら…。

次の瞬間、歩行中の女性に後ろから衝突。  
歩行困難となる後遺障害を負わせてしまいました。

裁判ではこの加害者に、  
損害賠償金5,000万円の支払いが命じられました。

自転車でも、事故を起こせば「加害責任」を  
逃れることはできません。

一般財団法人 鳥取県交通安全協会米子地区協会  
米子市・南部町・日吉津村署  
米子警察署